

宮城県公報

発行

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員厚生課)

一

条 例

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条第七項及び第八項中、「第三十八条第一項各号のいずれか」を、「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十一項第四号中、「第五十六条の二第三項」を、「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項第一号中、「第五十六条の二第一項第一号イ」を、「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中、「第五十六条の二第一項第一号ロ」を、「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職員の退職手当に関する条例第一条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下同じ。)であった者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であつて、施行日以後引き続き

職員であるものに対する改正後の同条例第十条第七項及び第八項の規定の適用については、なお従前の例による。